

聯合会指令（昭和四年七月十七日）
 各支部に於ては、議事録記載の如く農民部、選
 選部門部、統制委員会委員を至急選任の上
 市報知と不致の致し、至急部員のお務
 を見ぬ、各部々長の決意は固より、部門活動
 方針の決意、事務上の打合せ等が出来るまで入
 責任を以て、よろしく、市報知し、す。

運動方針書

一 全國的市町村議戦跡の回顧

今春以来連續的に施行せられた全國的市町村議戦に於て、吾
 が社会民衆党は對する處に勤勞無産階級の白熱的支持を受け
 つゝ既成政黨數十年の帝國たる牙城を粉碎して圧倒的大捷
 を博した。六月廿三日迄に本部へ報告されるところによれ
 ば吾黨議員の現有勢力は――

- | | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 代議士 | 四 | 府県議 | 七 |
| 市議 | 五七 | 町議 | 八三 |
| 村議 | 一五六 | | |

の新興政黨としては、是に對する驚異的進出であると言はねば
 ならぬ。

就中都市に於ける吾黨の進出は、昔は僅かに議院及び吾黨